

議案第1号

文化的景観の保存に関する計画の策定について

本市における文化的景観の保存に関する計画を別添のとおり定めることについて承認を求める。

平成27年1月23日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡 邦男

提案理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定の申出を行うに当たり、文化的景観の保存に関する計画を定める必要があるため。

議案第 2 号

重要文化的景観の選定の申出について

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定の申出を別紙のとおり行うことについて承認を求める。

平成 27 年 1 月 23 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

国から重要文化的景観の選定を受けるに当たり、文部科学大臣への申出が必要となるため。

發文第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 様

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市長 梶 文 秋

重要文化的景観選定に係る選定申出書

種 別 重要文化的景観

名 称 の と まがき さと
能登・間垣の里

所在地 石川県輪島市大沢町及び石川県輪島市上大沢町の全域

上記のものは文化財として価値のあるものと思われまますから、文化財保護法の規定により重要文化的景観として選定申出いたします。

重要文化的景観選定申出書

1 文化的景観の名称

の と まがき さと
能登・間垣の里

2 文化的景観の種類

選定基準 二 複合景観

- 一 (1) 農耕に関する景観地
- (8) 居住に関する景観地

3 文化的景観の所在地及び面積

輪島市大沢町及び輪島市上大沢町の全域

①面積 1198.2ha[陸域]

②面積 292.6ha[海域]

面積合計 1,490.8ha

4 文化的景観の保存状況

間垣の里（輪島市大沢町・上大沢町）は、冬の日本海の厳しい気候と豊かな水産資源をもつ里海としての環境、背後の水田や棚田、森林資源を有する里山としての環境をあわせもつ、能登半島外浦の典型的な「里海・里山」としての場所に位置し、さらにその起源は中世の臨海荘園にさかのぼる。

両集落は、急峻な山が海に迫る日本海に面した半農半漁の暮らしの中で、集落の囲いに5メートルほどの細い竹（メダケ）で作った「間垣」という垣根をつくり、冬の強い季節風から家々をまもってきた。間垣の風景は、かつて能登半島外浦の各集落にみられたが、ニガタケを主材料とし、通年にわたって集落全体に間垣を廻らせた集落は、今日では当該地域を残すのみとなっており、文化的景観を構成する最も重要な要素となっている。

しなやかさを持つ竹に着目した先人たちの知恵、自然とともに暮らす生活の知恵から生み出された間垣のある風景は、「能登の里山里海」として、輪島市、ひいては能登半島を代表するものであり、平成23年6月の「世界農業遺産（GIAHS）」への認定も契機となって内外から注目を集めている。

狭小な谷地形の限られた緩傾斜部分を棚田や段畑として耕作に利用し、里山資源を使いこなしてきた当該地域の生活・生業の特徴は、間垣や稲ハザ、現在もいくつかの家に残るアラカタ（椀木地）づくりのための空間、そして里海から里山に連続する土地利用のあり方に見て取ることができる。

一方で、過疎化・高齢化による担い手不足、生活の近代化に伴う里山との乖離とそれに伴う山林の荒廃は、間垣の里の文化的景観保全を困難なものにしている。とりわけ間垣については、材料の不足、担い手不足に伴う作業の外部化と技術伝承の危機など、課題は深刻化しており、集落全体の景観の変化を招きつつある。また、地域住民の精神的拠りどころともなっている伝統的祭礼も継承が困難になるなど、文化的景観を構成する有形無形の要素を適切に後世に継承するための取り組みが喫緊の課題となっている。

文化的景観の保全をはかることを通じて、住民、行政、さらに外部支援者の連携協力により、間垣の里の暮らしの豊かさを高め、地域の活力を総合的に高めていくための「間垣の里づくり」の推進をめざすものである。

5 文化的景観の特性

①自然・地形

西保地区は、標高の比較的高い山と深く狭い谷から構成されているため、谷底平野の発達が乏しく、地すべり地形が顕著で、集落や耕地の多くがこの地すべり地に立地していることから、地区内の大半の集落が海面からはるか高い位置に立地している。しかし、大沢集落・上大沢集落だけが、海岸に直接面した低地に立地し、湾を成した日本海を前面に配している。

集落後背は狭い谷の傾斜地であり、限られた緩傾斜部分を棚田や段畑として耕作に利用している。大沢地区は海岸から南東方向の後背地に、上大沢地区は西二又支流に沿って南方向の後背地に細長く耕作地を有する構造となっている。水系に恵まれた大沢地区では、水源近くの耕作地内に用水路を通して水を引き込み、各耕作地を巡って水は海へと流れ出る。一方、水系との高低差が大きい上大沢地区南部の耕作地にはため池が設けられている。

両集落は日本海からの強い季節風を直接受けるため、間垣という防風垣を集落周辺に廻らせている。また、季節風は河川を通して谷地形を駆け上がる。集落後背の耕作地に設置されたイナハザは、防風の用と共に収穫されたイネを乾燥させて軽量化し、耕作地から集落までの運搬の労を軽減する役割を果たしていた。

耕作地を囲む急傾斜地には山林が広がり、間垣の材であるメダケ(以下「ニガタケ」)は急傾斜地および耕作地の一部に生えている。しかし、以前ニガタケ採取地であった川岸では、護岸整備の影響から群としてのニガタケを確認することはできなくなっている。

海は、イワノリや魚類などの捕獲の場としてだけでなく、現在の県道整備が行われる以前は輪島などへの地廻り海運の玄関口として重要な役割を果たしていた。

このように、間垣の里は日本海特有の季節風や狭小な谷地形、里山・里海における資源の循環を活用する仕組みおよび建造物・構造物をもち、それらの眺めとして固有の景観が形成されており、文化的景観の特性を示している。

② 歴史

大沢・上大沢は中世の往来・産物の舟運を主な手段として発展した臨海荘園である「志津良荘」を起源としている。その後、上大沢に入った武蔵七党の弥郡氏の一族が山野河海を再開発し、戦国末期まで大沢村領主としての勢力を保持したとされる。近世に入ると、前田利家に従い扶持を付与された筒井氏が大沢に出現し、江戸時代には大沢・上大沢を含む大屋組の十村としてその威勢を誇った。

大沢村の特徴は、舞台を海とする漁業と海運であった。漁業については、加賀藩から漁業権が確立・保証され、自村での消費ではなく輪島をはじめとする流通の目的で早くから鯖の加工などが行われた。海運については、室町後期、鳳至郡の小屋湊（親湊）・輪島が日本海沿岸の隔地間交易の要港としての役割を担うようになったことに伴って澗（港）が設置され、輪島へ物資を搬出する地廻り海運の拠点のひとつとなった。拡大する輪島の経済圏の中で、大沢村は補助的な役割を担ったと考えられる。

上大沢村は、近代以前には前面の漁業権を与えられていなかったと考えられる。生業を山野に求めながらも、集落を海に向かって展開させた。これは、陸路ではなく産物を大沢村まで運び廻船を利用するための利便性のほか、磯における海藻採集を行っていたことを理由とすると考えられる。

このように、大沢・上大沢いずれの集落も、海から離れることなく中世以来の集落を継承し、海に向かって集落を形成・保持してきたことが伺える歴史的背景が、文化的景観の特性であると言える。

③ 生業

大沢・上大沢ともに、集落は海辺の低地に立地し、前面に海、後背地に山を配しており、海は湾構造で小・中の船舶が停泊可能な港や舟溜まりが設置可能だったことが、舟運や漁業による集落発展につながった。

後背地では緩傾斜や狭小な平坦地を活用し、棚田や段畑の耕作地を設けている。限られた耕作適地の開墾は、集落と耕作地との距離を遠いものとした。集落と耕作地の行き来だけで重労働であり、収穫した稲を耕作地で乾燥させ軽量化を図った上で集落まで運搬するために、耕作地にはイナハザが多数設けられた。山海を里山・里海と位置付け人々に豊かな営為をもたらした集落立地は、日本海の強い季節風との共生を余儀なくした。そのため強風から家屋を守るために海と河川に面した部分を間垣で囲い込む集落構造となった。間垣やイナハザの材には、里山で採取可能なニガタケやアテ、クリ、クズ（フジ）のツルが用いられた。

昭和35年に県道が開通する以前は、陸路での往来は困難を極めたため海路に頼らざるを得ず、輪島などの近場をつなぐ地廻りの海運（マワシモン）が主要な手段であった。近世末からアラカタ（椀木地の原型）づくりが回漕業の基幹となり、以後戦前にかけて大沢は、椀木地の材料となるケヤキ材やアラカタの輪島への移出を担った。回漕業者の出現によって林産物の移出量が拡大し、かつ椀木地の原木の大量移入が可能となったことにより、カタハツリ従事者が増大し、大沢を代表する現金収入源となっていった。県道が開通した昭和35年頃をピークに衰退したカタハツリは、一軒が平成12年頃まで続けていたのを最後に途絶え、現在は作業場や木

地の燻蒸室がその履歴を伝えるのみとなっているが、間垣の里が輪島市を代表する伝統産業である輪島塗の発展を支えていたといえる。

海の生業については、戦前から戦後にかけてイワシ刺し網漁が最盛となり、その後タチウオ漁、ブリ・アラの一本釣りなどが盛んであったが、現在は定置網や遊漁、磯漁が行われている。上大沢も、昭和の終わり頃まで沖合漁が盛んに行われたが、現在は海藻採集や磯漁が主となっている。

6 文化的景観保存計画

1. 計画策定の背景と目的

間垣の里地区（輪島市大沢町・上大沢町）は、背後に急峻な山が海に迫る日本海に面した半農半漁の暮らしの中で、集落の囲いに5メートルほどの細い竹（メダケ）で作った「間垣」という垣根を作り、冬の強い季節風から家々をまもってきた。しなやかさを持つ竹に着目した先人たちの知恵、自然とともに暮らす生活の知恵から生み出された間垣のある風景は、「能登の里山里海」として、輪島市、ひいては能登半島を代表するものであり、平成23年6月の「世界農業遺産（GIAHS）」への認定も契機となって内外から注目を集めている。

輪島市では、平成20年度から23年度にかけて「輪島市文化的景観保存調査」（以下「保存調査」）を実施し、輪島市における文化的景観の保護にいち早く取り組む地区として、「間垣の里」（大沢町・上大沢町）を対象として詳細調査を実施した。調査では、間垣の里の文化的景観としての特性を明らかにするとともに、文化的景観を活かした地域づくりをすすめるための諸課題について検討を行った。

この度、間垣の里の重要文化的景観選定を目指した取り組みを推進するにあたり、文化的景観の構成要素やその保存に関する基本方針、土地利用や整備方針等に関する「文化的景観保存計画」を策定することとなった。同時に、これまで輪島市景観計画における「輪島景観重点地区候補地区」として位置づけられていた間垣の里を「輪島景観重点地区」に移行することに伴い、当該地区の景観形成基準等を新たに定めることが必要になる。

一方、今後の間垣の里の地域づくりを考えると、住民自身が地域の将来像を見据え、現在の私たち、そして次世代の子どもたちが豊かに暮らすことのできる空間を継承し、創出していくことが大切である。

そのためには、地域の課題を共有するとともに、ふだん何気なく目にしており、ともすればその価値が気付かれにくい地域にある資源を認識し、まもり育て、活かすための方策とその実行が求められる。

本計画は、文化的景観保存計画の策定および景観計画の改訂を目的の一部としているが、従来の行政中心により策定されるものではなく、地域住民が自らの計画として実行し、また見直しながら更新していくことを目的に策定したものである。また、策定にあたっては、保存調査の成果を踏まえつつ、地域でのワークショップ等を重ねながら、今後地域ぐるみで取り組む「間垣の里づくり」の計画としてとりまとめを行った。

2. 間垣の里の位置と計画対象範囲

輪島市は、能登半島の北西部に位置し、東は珠洲市、能登町に、南は穴水町、志賀町に接しており、東西約42km、南北約31km、面積は約426km²で、石川県全体の約10.2%を占める市域を形成している。地形は、東部から宝立山(471m)、鉢伏山(544m)、高州山(567m)、高爪山(341m)が連なっており、山間丘陵地を源とする小河川が日本海に注いでいる。

本計画の対象地である間垣の里地区(大沢町・上大沢町)は、旧門前町と接する旧輪島市の最西端に位置する西保地区に属し、輪島市中心市街から西に約12km、主要県道輪島浦上線を車で約30分の距離にある。

西保地区は、上山、西二又、上大沢、大沢、赤崎、下山、小池の7字からなり、1889(明治22)年から1954(昭和29)年まで、西保村として単独村政を行っていた。旧西保村は、1954年に旧輪島町、旧大屋村、旧河原田村、旧三井村、旧鶴巣村、旧南志見村と合併し輪島市の一部となった。それまでの間、旧大沢村に村役場が置かれるなど、大沢は西保地区の中心として位置づけられ、現在も輪島市役所西保出張所が大沢に設置されている。

なお、輪島市は平成18年2月に旧門前町と合併し、新輪島市として現在に至っている。

本計画の対象範囲は、輪島市大沢町および上大沢町の全域(面積381.1ha)とする。なお、保存調査の際は、上大沢町に隣接する西二又町域の一部も対象範囲としたが、西二又町については、今後文化的景観地区の範囲が拡大された際に検討を加えることとする。

3. 計画の位置づけ

平成18年2月に旧輪島市と旧門前町の合併によって誕生した輪島市では、平成24年3月に第1次輪島市総合計画「後期基本計画」(平成24年度から平成28年度まで)を策定している。ここでは、「地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進」がまちづくりの基本理念として設定され、市民と行政が一体となって、連携・協働のもとに、住んで楽しく、訪ねてうれしい、人が行き交うにぎわいのある輪島市の将来像として、「“あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち—歴史が息づき 人が輝く まちづくり—」がキーワードとして掲げられている。

間垣の里はまさに、輪島の発展をもたらした“あい”の風とともに生きる先人の知恵と、中世から連綿と続けられてきた暮らし・生業が生み出した文化的景観を今に伝える集落である。

本計画は、間垣の里地区の文化的景観保存計画および景観計画(輪島景観重点地区の景観形成基準等)を包括するとともに、観光や農林・水産、地域整備等のさまざまな関連施策と連携しながら、地域資源を活かした持続的な里づくりの目指すべき将来像とその具体的な方策・行動計画を示したものである。

4. 計画の進め方

本計画は、間垣の里が地域ぐるみで実行していく計画である。まずは、ワークショップなどで出された、地域でいち早く取り組むべきプロジェクトを先行的に実施し、実験的な取り組みも含め、具体的な実施体制や方法、資金の確保などの課題をひとつずつ克服していくことが重要である。

また、本計画は具体的な取り組みとして実行する中から、新たに浮かび上がる課題や可能性を反映し、随時見直しを行っていくことが必要である。また、計画がどの程度進行しているか、地域を取り巻く状況の変化に対応したものになっているかを定期的にチェックしたり、継続的な実施が困難なものや実効性が乏しいものについては計画内容を再検討したりすることが大切である。こうした作業の積み重ねが、持続的な間垣の里づくりの実現につながっていくのである。

7 その他

以上、「能登・間垣の里」の特性、保存計画等の概要を記し、あわせて必要な資料を添付のうえ選定申出を行う。